

泉南市条例第 号

泉南市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例

泉南市子どもの権利に関する条例（平成24年泉南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「条例の実施と検証」を「子どもの権利の救済」に、「・第16条）」を「一第17条）」に、「第4章 雑則」を「第4章 条例の実施と検証（第18条・第19条）」に改める。
第5章 雑則（第20条）」

前文第8項の次に次のように加える。

2025年3月、再びかけがえのない生命と尊厳が喪われることがないように、改めて子どもの権利が擁護、救済されるまちをめざし、条例を改正します。この条例とともに育ってきた子どもや若者たちが、前文を書き継ぎました。

私たちは12年間を条例のある泉南ですごし、
子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。

私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。

「どうにもならないこともあるけれど、
人に助けを求めるハードルが低くなった。」

「子どもの権利に後おしされて、新しい自分をみつけた。」
子どもの権利はやさしく心づよい存在です。

「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」
だからこそ、認め合える人と人とのつながりを、ひろげていきたいです。

——権利とともに 私たちとともに——

第17条を第20条とする。

第4章を第5章とする。

第16条第2項中「等で」を「と市民により」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「条例委員会及び市民モニターは、相互に」を「条例委員会は、市民モニターと相互に」に改め、「ための」の次に「調査、審議その他の」を加え、「条例委員会は」を削り、第3章中同条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 子どもの権利の救済

（子どもの権利救済委員会の設置）

第15条 市長及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される「まちづくり」を改めて推進するため、第6条第2項に基づいて、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設けます。

2 市民等は、子どもであるかおとなであるかを問わず何人も、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」に基づき、子どもの権利が侵害されている疑いがもたれるとき、第6条第1項に規定する子どもの権利に根差して救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます。

3 救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。

（救済委員会の職務）

第16条 救済委員会は、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」が具体的に実現されるよう、次に掲げる事項を自らの職務として担います。

- (1) 前条第2項に基づく相談及び救済の申立てを受けること。
- (2) 前号の救済の申立てを受け、又は自己の発意により、必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。
- (3) 調査の結果、必要と認めるときは、是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。
- (4) 前号を受けて講じた措置について、報告を求めること。
- (5) 前各号の内容について、必要と認めるときは、その内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと。

2 救済委員会は、第19条第2項の子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等に資するため、子どもの権利条例委員会に協力するよう努めます。

3 救済委員会は、第1項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します。

(救済委員会に関する市等の責務)

第17条 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません。

2 前項の施設以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。

3 市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補助を行うために、子どもの権利相談員を置きます。

4 市及び子ども施設は、救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとします。

5 市は、子どもの相談救済に関し、救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に 1 章を加える改正規定（第 1 5 条第 2 項に係る部分に限る。）は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年泉南市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。
別表子どもの安全委員の項の次に次のように加える。

子どもの権利救済委員	月額 8 0, 0 0 0 円
------------	-----------------